

三芳町森林整備計画書

令和5年3月31日

計画期間

自 令和 5年 4月 1日

至 令和15年 3月31日

埼玉県

三芳町

目 次

- I 伐採、造林、間伐、保育その他森林整備に関する基本的な事項
 - 1 森林整備の現状と課題
 - 2 森林整備の基本方針
 - 3 森林施業の合理化に関する基本方針

- II 森林の整備に関する事項
 - 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
 - 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - 第3 保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
 - 1 保育の作業種別の標準的な方法
 - 2 その他必要な事項
 - 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法
 - 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策
 - 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

- III 森林の保護に関する事項
 - 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
 - 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
 - 3 林野火災の予防の方法

- IV その他森林の整備のために必要な事項
 - 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - 2 森林の総合利用の推進に関する事項

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、埼玉県の南西部に位置し、総面積 1, 533ha で、民有林面積は 112ha (うち地域森林計画対象森林 104ha) である。そのほとんどはクヌギ・コナラ等を主体とした二次林である。

近年、森林の持つ水源のかん養及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、本町においても森林の整備を積極的に実施するものである。

本町では、西側に江戸時代畑作新田開拓村の地割景観が残る平地林が広がり、農用林として落ち葉を供給する場、薪炭林として燃料資源を供給する場として大きく貢献してきた。しかし、近年においては、薪炭需要の減少により、広葉樹利用が減少し森林の高齢化が進んでいる。それに伴い、高齢化した森林においてナラ枯れ病による樹木の枯死が多発し、景観の悪化や、落枝や倒木による危険性が問題となっている。

また、本町では、開発による森林の伐採などにより良好な自然環境が損なわれていく中で、「緑の保護育成および活用に関する条例」に基づき保存樹木・保存樹林を指定するほか、「自然環境保全地域」や「ふるさとの緑の景観地」など、より魅力ある景観づくりを進めるため、高齢化の進む森林に対しては萌芽更新を推進し自然環境の保全に努めている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本町においては、森林に快適環境形成機能の維持・発揮を主に期待する。そのため、目指すべき森林資源の姿は下記のとおりとする。

- ・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く諸被害に対する抵抗力の高い森林。
- ・住宅地に近接する森林は、除伐等の保育が適切に行われ見通しが確保できるなど、快適な環境を維持している森林。
- ・三富地区を中心にした農用林として落ち葉掃き、下刈り等により適切に管理されている森林。
- ・高齢化し病虫害の被害等を受けた森林に対しては高い快適環境形成機能が維持されるように、適切な更新がされ、森林の若返りが図られた安全な生活環境を形成する森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的考え方

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

現状と課題を踏まえ、森林の有する諸機能をより高度に発揮させるため、広葉樹施業や天然生林の的確な保全・整備を進め、多様な森林の育成を図る。

特に三富地区の農用林として活用されている平地林で活動する各種団体による体験落ち葉掃き、下刈り等の活動を支援していく。また、イベント等を開催し、これら活動を通じて環境教育、健康づくりの場としての活用を図る。

イ 森林施業の推進方策

伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意すると共に、伐採後は、必要に応じて造林を行うこととする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

町が中心となって施業の共同化を促進する。施業の共同化のためには、森林所有者間の合意形成が重要であるため、地区ごとに協議会を開催し合意形成に努める。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	その他針葉樹	クヌギ広葉樹	その他広葉樹(用材)	その他広葉樹(用材以外)		
全域	35年	40年	35年	50年	10年	55年	15年		

標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立地木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐による。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では、おおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とし、林分構成区分による伐採の標準的な方法は次の(1)(2)とおりにする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整計第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

(1) 育成単層林施業

自然的条件及び多面的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所あたりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置する。

(2) 天然生林施業

- ・ 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、くり返し期間による。
- ・ 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。
- ・ 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	クヌギ、ケヤキ、ナラ	

※樹種の選定にあたっては、必要に応じて品種を定めるほか郷土種などにも考慮すること。

※定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、町担当課又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について下表の植栽本数を基礎として、地位や既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法別に定める。なお大苗を用いて植栽する場合は、必要に応じて植栽本数を減ずることとする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
広葉樹等	疎	概ね 1, 500	
	中	概ね 2, 500	
	密	概ね 3, 200	

※複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数のうち「疎仕立」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	区域内の立木・かん木・笹・雑草類は地ぎわから伐倒し又は借り払うこと。
植え付けの方法	植え付けにあたっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。
植栽の時期	春植え 3月中旬～4月下旬 秋植え 9月中旬～10月下旬

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地について、森林の有する多面的機能の維持及び早期回復を図るため、皆伐の場合は原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内を超えない期間を、人工造林すべき期間として定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	クヌギ、ケヤキ、ナラ、カエデ
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

(ア) 期待成立本数

樹種	期待成立本数
クヌギ、ケヤキ、ナラ、カエデ	10,000本/ha

(イ) 天然更新すべき本数

樹種	更新すべき本数
クヌギ、ケヤキ、ナラ、カエデ	3,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

(ア) 天然下種更新

- (a) 地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行う。
- (b) 刈出しは、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
- (c) 植込みは、天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
- (d) 除伐、間伐は、適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行う。

(イ) ぼう芽更新

- (a) 更新のための伐採については11月～3月に行い、伐採位置をできるだけ地面に接したところとし、切り口は平滑にやや傾斜させて水切りをよくする。
- (b) ぼう芽の発生が良好でない場合には、目的樹種を植栽するものとし、植付けは人工造林に準じて行う。
- (c) 下刈りは1～3年目に行う。
- (d) ぼう芽整理(芽かき)は、ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする。
- (e) 除伐は、目的樹種以外の不用木及び劣勢木を対象とし、5年生前後に実施するが、不用木の除去により林冠に穴があく場合は、目的樹種の生育を妨げない程度に整理する。

ウ 伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法

更新完了の目安として、後継樹の密度はha当たり3,000本以上成立している状態とする。後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が30cm以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。

なお、更新が完了していない場合は、植栽及び更新補助作業により確実な更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

- ・現状が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとし、特に天然更新による場合は、現地の状況を十分確認し、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林においては人工造林によることとする。

また、伐採後に的確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

5 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

10,000本/ha

更新については、下表の本数以上を植栽等により確実に更新する。

更新すべき本数
3,000本/ha

第3 保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 保育の作業種別の標準的な方法

(1) 育成単層林

ア 下刈り

造林木の成長状況、雑草木の繁茂の状況により適期に必要な最小限の実施とする。刈払いは、原則として筋刈・坪刈とする。ただし、雑草木の繁茂が著しい場合には、全刈りで実施できるものとする。

下刈り終了時の目安は、大部分の造林木が周辺の植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

イ つる切り

つる切りは、つるの繁茂状況により、造林木の育成に支障とならないように、適切に行う。

ウ 除伐

除伐は、目的樹種と周辺植生の競合時期に実施することとする。実施に当たっては、植栽木のほか、将来活用が期待される有用天然木の育成、林地保全等に配慮し、現地の実態に即した施業を行う。

エ 枝打ち

枝打ちは、間伐作業の効率化等の他、製品価値の高い良質材の生産を目的とし、対象樹木の形質を鑑み、投資効率を考慮して実施する。

(2) 育成複層林（下木を植栽する場合）

ア 下層木の下刈り・つる切り・除伐

植栽木の生育状況、植生の状態及び気象条件等、現地の実態に即した効率的な作業を適期に行う。

イ 上層木の枝払い

下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて、上層木の枝払いを行う。

(3) 育成複層林（下木を植栽しない場合）

ア 下刈り

雑草木の成長が旺盛で目的樹種の生育を妨げる場合、雑草木の繁茂状況を見ながら、必要に応じて下刈り（坪刈り又は筋刈り）を行う。

イ 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、適切な芽かき作業を行う。

ウ つる切り

目的樹種の成長の妨げとなるつる類を、必要に応じて除却する。

エ 除伐

幼齢期には他の広葉樹と密生競合させることが必要であり、必要に応じて形質不良木のみを除伐する。

2 その他必要な事項

保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるものについて、当該森林について実施すべき保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行うものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等であり、町内全域を快適な環境の形成機能の維持増進森林と位置付け、公益的機能の維持増進に努める。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

この公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定める。

しかしながら、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができると認められる森林については、長期施業を推進すべき森林として、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とすることができる。その際、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

意欲ある森林所有者・いるま野農業協同組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことにより経営規模の拡大を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期施業委託等、森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、協議会の開催による合意形成等を推進することにより、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大の促進を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等の実施にあたっては、森林施業や木竹の販売、森林の保護等の森林の経営を長期にわたり行うことができることなどを定めた委託契約書等を委託者との間で締結するよう努める。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

設定なし

(2) 鳥獣害防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害の続いている箇所に対しては引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ被害については、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図る。

町は高齢化が進み、森林病虫害の被害を受けやすくなっている森林に対しては萌芽更新を推進する。

(2) その他

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、森林所有者等と連携を図りながら被害対策を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

被害防止に向け、森林所有者等と協力して行うものとし、また、野生鳥獣との共存にも配慮した整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災予防の広報活動や消防機関との連携を図るとともに、森林巡視を適時適切に行う。

IV その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

(1) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

(2) IIIの森林の保護に関する事項

2 森林の総合利用の推進に関する事項

地域の緑として生物多様性保全、広域的に見た防災に配慮した伐採面積や形状とともに、管理にあたっては隣接地等の危険防止に努めるものとする。また人々が自然とふれあう場として適切である森林では、管理作業や活用方法の体験、自然観察などを推進する。